

A3 生活支援訪問サービス【給付率80%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位数
A3	1613	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅰ	80%	3	1月につき
A3	1614	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	2	1月につき
A3	1615	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	2	1月につき
A3	1616	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	2	1月につき
A3	1712	生活支援訪問サービスⅠ日割	(中山間地域等における)小規模事業所加算		80%	31	1月につき
A3	1713	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅰ	80%	3	1月につき
A3	1714	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	1	1月につき
A3	1715	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	1	1月につき
A3	1716	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	1	1月につき
A3	1812	生活支援訪問サービスⅠ日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		80%	29	1月につき
A3	1813	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅰ	80%	2	1月につき
A3	1814	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	1	1月につき
A3	1815	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	1	1月につき
A3	1816	生活支援訪問サービスⅠ日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	1	1月につき
A3	1618	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		80%	29	1月につき
A3	1619	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	2	1月につき
A3	1620	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	1	1月につき
A3	1621	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	1	1月につき
A3	1622	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	1	1月につき
A3	1718	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		80%	28	1月につき
A3	1719	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	2	1月につき
A3	1720	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	1	1月につき
A3	1721	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	1	1月につき
A3	1722	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	1	1月につき
A3	1818	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		80%	26	1月につき
A3	1819	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	2	1月につき
A3	1820	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	1	1月につき
A3	1821	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	1	1月につき
A3	1822	生活支援訪問サービスⅠ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	1	1月につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率80%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位数
A3	1601	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅰ	80%	85	1月につき
A4	1602	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅱ	80%	47	1月につき
A3	1603	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅲ	80%	42	1月につき
A3	1604	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅳ	80%	38	1月につき
A3	1700	生活支援訪問サービスⅠ	(中山間地域等における)小規模事業所加算		80%	942	1月につき
A3	1701	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅰ	80%	81	1月につき
A3	1702	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅱ	80%	45	1月につき
A3	1703	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅲ	80%	41	1月につき
A3	1704	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅳ	80%	36	1月につき
A3	1800	生活支援訪問サービスⅠ	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		80%	899	1月につき
A3	1801	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅰ	80%	77	1月につき
A3	1802	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅱ	80%	43	1月につき
A3	1803	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅲ	80%	39	1月につき
A3	1804	生活支援訪問サービスⅠ		処遇改善加算Ⅳ	80%	34	1月につき
A3	1606	生活支援訪問サービスⅠ・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		80%	886	1月につき
A3	1607	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	76	1月につき
A3	1608	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	43	1月につき
A3	1609	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	39	1月につき
A3	1610	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	34	1月につき
A3	1706	生活支援訪問サービスⅠ・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		80%	847	1月につき
A3	1707	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	73	1月につき
A3	1708	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	41	1月につき
A3	1709	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	37	1月につき
A3	1710	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	33	1月につき
A3	1806	生活支援訪問サービスⅠ・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		80%	809	1月につき
A3	1807	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	70	1月につき
A3	1808	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	39	1月につき
A3	1809	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	35	1月につき
A3	1810	生活支援訪問サービスⅠ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	31	1月につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率80%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A3	1636	生活支援訪問サービスⅡ・日割	特別地域訪問サービス加算	処遇改善加算Ⅰ	80%	64	1日につき
A3	1637	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	6	1日につき
A3	1638	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	3	1日につき
A3	1639	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	3	1日につき
A3	1640	生活支援訪問サービスⅡ・日割	(中山間地域等における)小規模事業所加算		80%	2	1日につき
A3	1736	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅰ	80%	62	1日につき
A3	1737	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	5	1日につき
A3	1738	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	3	1日につき
A3	1739	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	3	1日につき
A3	1740	生活支援訪問サービスⅡ・日割			80%	2	1日につき
A3	1836	生活支援訪問サービスⅡ・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		80%	59	1日につき
A3	1837	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅰ	80%	5	1日につき
A3	1838	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	3	1日につき
A3	1839	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	3	1日につき
A3	1840	生活支援訪問サービスⅡ・日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	2	1日につき
A3	1642	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		80%	58	1日につき
A3	1643	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	5	1日につき
A3	1644	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	3	1日につき
A3	1645	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	3	1日につき
A3	1646	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	2	1日につき
A3	1742	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		80%	55	1日につき
A3	1743	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	5	1日につき
A3	1744	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	3	1日につき
A3	1745	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	3	1日につき
A3	1746	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	2	1日につき
A3	1842	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		80%	53	1日につき
A3	1843	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	5	1日につき
A3	1844	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	3	1日につき
A3	1845	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	3	1日につき
A3	1846	生活支援訪問サービスⅡ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	2	1日につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率80%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A3	1624	生活支援訪問サービスⅡ	特別地域訪問サービス加算		80%	1,968	1月につき
A3	1625	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅰ	80%	169	1月につき
A3	1626	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅱ	80%	94	1月につき
A3	1627	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅲ	80%	85	1月につき
A3	1628	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅳ	80%	75	1月につき
A3	1724	生活支援訪問サービスⅡ	(中山間地域等における)小規模事業所加算		80%	1,882	1月につき
A3	1725	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅰ	80%	162	1月につき
A3	1726	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅱ	80%	90	1月につき
A3	1727	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅲ	80%	81	1月につき
A3	1728	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅳ	80%	72	1月につき
A3	1824	生活支援訪問サービスⅡ	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		80%	1,797	1月につき
A3	1825	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅰ	80%	155	1月につき
A3	1826	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅱ	80%	86	1月につき
A3	1827	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅲ	80%	77	1月につき
A3	1828	生活支援訪問サービスⅡ		処遇改善加算Ⅳ	80%	69	1月につき
A3	1630	生活支援訪問サービスⅡ・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		80%	1,771	1月につき
A3	1631	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	152	1月につき
A3	1632	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	85	1月につき
A3	1633	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	77	1月につき
A3	1634	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	68	1月につき
A3	1730	生活支援訪問サービスⅡ・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		80%	1,694	1月につき
A3	1731	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	146	1月につき
A3	1732	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	81	1月につき
A3	1733	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	73	1月につき
A3	1734	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	65	1月につき
A3	1830	生活支援訪問サービスⅡ・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		80%	1,617	1月につき
A3	1831	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	139	1月につき
A3	1832	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	78	1月につき
A3	1833	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	70	1月につき
A3	1834	生活支援訪問サービスⅡ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	62	1月につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率80%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位数
A3	1661	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅰ	80%	9	1月につき
A3	1662	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	5	1月につき
A3	1663	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	5	1月につき
A3	1664	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	4	1月につき
A3	1760	生活支援訪問サービスⅢ・日割	(中山間地域等における)小規模事業所加算		80%	98	1月につき
A3	1761	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅰ	80%	8	1月につき
A3	1762	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	5	1月につき
A3	1763	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	5	1月につき
A3	1764	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	4	1月につき
A3	1860	生活支援訪問サービスⅢ・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		80%	93	1月につき
A3	1861	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅰ	80%	8	1月につき
A3	1862	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅱ	80%	4	1月につき
A3	1863	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅲ	80%	4	1月につき
A3	1864	生活支援訪問サービスⅢ・日割		処遇改善加算Ⅳ	80%	3	1月につき
A3	1666	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		80%	92	1月につき
A3	1667	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	8	1月につき
A3	1668	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	4	1月につき
A3	1669	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	4	1月につき
A3	1670	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	3	1月につき
A3	1766	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		80%	88	1月につき
A3	1767	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	8	1月につき
A3	1768	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	4	1月につき
A3	1769	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	4	1月につき
A3	1770	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	3	1月につき
A3	1866	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		80%	84	1月につき
A3	1867	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	7	1月につき
A3	1868	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	4	1月につき
A3	1869	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	4	1月につき
A3	1870	生活支援訪問サービスⅢ・日割・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	3	1月につき

A3 生活支援訪問サービス【給付率80%】(特別地域等)

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	地域加算	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位数
A3	1649	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅰ	80%	268	1月につき
A3	1650	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅱ	80%	149	1月につき
A3	1651	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅲ	80%	134	1月につき
A3	1652	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅳ	80%	119	1月につき
A3	1748	生活支援訪問サービスⅢ	(中山間地域等における)小規模事業所加算		80%	2,977	1月につき
A3	1749	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅰ	80%	256	1月につき
A3	1750	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅱ	80%	143	1月につき
A3	1751	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅲ	80%	129	1月につき
A3	1752	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅳ	80%	114	1月につき
A3	1848	生活支援訪問サービスⅢ	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		80%	2,841	1月につき
A3	1849	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅰ	80%	244	1月につき
A3	1850	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅱ	80%	136	1月につき
A3	1851	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅲ	80%	122	1月につき
A3	1852	生活支援訪問サービスⅢ		処遇改善加算Ⅳ	80%	109	1月につき
A3	1654	生活支援訪問サービスⅢ・同一	特別地域訪問サービス加算 同一建物減算		80%	2,800	1月につき
A3	1655	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	241	1月につき
A3	1656	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	134	1月につき
A3	1657	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	121	1月につき
A3	1658	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	107	1月につき
A3	1754	生活支援訪問サービスⅢ・同一	(中山間地域等における)小規模事業所加算 同一建物減算		80%	2,679	1月につき
A3	1755	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	230	1月につき
A3	1756	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	129	1月につき
A3	1757	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	116	1月につき
A3	1758	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	103	1月につき
A3	1854	生活支援訪問サービスⅢ・同一	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 同一建物減算		80%	2,557	1月につき
A3	1855	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅰ	80%	220	1月につき
A3	1856	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅱ	80%	123	1月につき
A3	1857	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅲ	80%	111	1月につき
A3	1858	生活支援訪問サービスⅢ・同一		処遇改善加算Ⅳ	80%	98	1月につき

A5 介護予防通所サービス(みなし指定有)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合計 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A5	1111	介護予防通所サービス1	介護予防通所介護 サービス費(みなし)	事業対象者、要支 援1	1,647単位	1,647	1月につ き
A5	1112	介護予防通所サービス1(日割り)			54単位	54	1日につ き
A5	1121	介護予防通所サービス2		要支援2	3,377単位	3,377	1月につ き
A5	1122	介護予防通所サービス2(日割)			111単位	111	1日につ き
A5	1113	介護予防通所サービス1(回数)		事業対象者、要支 援1	378単位	378	1回につ き
A5	1123	介護予防通所サービス2(回数)		要支援2	389単位	389	1回につ き
A5	8110	介護予防通所サービス中山間地域等提供加算	中山間地域に居住する者へのサービス提 供加算		所定単位数の5%加算		1月につ き
A5	8111	介護予防通所サービス中山間地域等提供加算E割			所定単位数の5%加算		1日につ き
A5	8112	介護予防通所サービス中山間地域等提供加算回数割			所定単位数の5%加算		1回につ き
A5	6109	介護予防通所サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A5	6105	介護予防通所サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に 居住する者又は同一 建物から利用する者 に介護予防通所介護 相当サービスを行う 場合	事業対象者、要支 援1	376単位減算	-376	1月につ き
A5	6106	介護予防通所サービス同一建物減算2		要支援2	752単位減算	-752	
A5	5010	通所型生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	240	
A5	5002	介護予防通所サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算		225単位加算	240	
A5	5003	介護予防通所サービス栄養改善加算	栄養改善加算		150単位加算	240	
A5	5004	介護予防通所サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算		150単位加算	240	

A5	5006	介護予防通所複数サービス実施加算Ⅰ1	選択的サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス 複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	1月につ き	
A5	5007	介護予防通所複数サービス実施加算Ⅰ2				運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算		480
A5	5008	介護予防通所複数サービス実施加算Ⅰ3				栄養改善及び口腔機能向上	480単位		480
A5	5009	介護予防通所複数サービス実施加算Ⅱ	(2)選択的サービス 複数実施加算(Ⅱ)		運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700		
A5	5005	介護予防通所サービス事業所評価加算	事業所評価加算		120単位加算	120			
A5	6107	介護予防通所サービス提供体制強化加算Ⅰ11	サービス提供体制強 化加算	(1)サービス提供体 制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1	72単位	72		
A5	6108	介護予防通所サービス提供体制強化加算Ⅰ12			要支援2	144単位	144		
A5	6101	介護予防通所サービス提供体制強化加算Ⅰ21		(2)サービス提供体 制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者・要支援1	48単位	48		
A5	6102	介護予防通所サービス提供体制強化加算Ⅰ22			要支援2	96単位	96		
A5	6103	介護予防通所サービス提供体制強化加算Ⅱ1		(3)サービス提供体 制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	24単位	24		
A5	6104	介護予防通所サービス提供体制強化加算Ⅱ2			要支援2	48単位	48		
A5	6110	介護予防通所サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の40/1000加算				
A5	6111	介護予防通所サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の22/1000加算				
A5	6113	介護予防通所サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算Ⅰ	(2)で算定した単位数の90%加算				
A5	6115	介護予防通所サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算Ⅰ	(2)で算定した単位数の80%加算				

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合計 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A5	8001	介護予防通所サービス1・定超	介護予防通所介護 サービス費(みなし)	事業対象者、要支 援1	1,647単位	定員超過の場合 ×70%	1,153	1月につ き
A5	8002	介護予防通所サービス1(日割)・定超		事業対象者、要支 援1	54単位		38	1日につ き
A5	8011	介護予防通所サービス2・定超		要支援2	3,377単位		2,364	1月につ き
A5	8012	介護予防通所サービス2(日割)・定超			111単位			
A5	8003	介護予防通所サービス1(回数)・定超		事業対象者、要支 援1	378単位		265	1回につ き
A5	8013	介護予防通所サービス2(回数)・定超		要支援2	389単位		272	1回につ き

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合計 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A5	9001	介護予防通所サービス1・人欠	介護予防通所介護 サービス費(みなし)	事業対象者、要支 援1	1,647単位	介護・看護職員が 欠員の場合×70%	1,153	1月につ き
A5	9002	介護予防通所サービス1(日割)・人欠		事業対象者、要支 援1	54単位		38	1日につ き
A5	9011	介護予防通所サービス2・人欠		要支援2	3,377単位		2,364	1月につ き
A5	9012	介護予防通所サービス2(日割)・人欠			111単位			
A5	9003	介護予防通所サービス1(回数)・人欠		事業対象者、要支 援1	378単位		265	1回につ き
A5	9013	介護予防通所サービス2(回数)・人欠		要支援2	389単位		272	1回につ き

A6 介護予防通所サービス(みなし指定なし) ※岡山市の介護予防通所サービスの指定を受けた事業者

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合計 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	1111	介護予防通所サービス1	介護予防通所介護 サービス費	事業対象者、要支 援1	1,647単位	1,647	1月につ き	
A6	1112	介護予防通所サービス1(日割り)		事業対象者、要支 援1	54単位		54	1日につ き
A6	1121	介護予防通所サービス2		要支援2	3,377単位		3,377	1月につ き
A6	1122	介護予防通所サービス2(日割)			111単位			111
A6	1113	介護予防通所サービス1(回数)		事業対象者、要支 援1	378単位		378	1回につ き
A6	1123	介護予防通所サービス2(回数)		要支援2	389単位		389	1回につ き
A6	8110	介護予防通所サービス中山間地域等提供加算	中山間地域に居住する者へのサービス提 供加算	所定単位数の5%加算			1月につ き	
A6	8111	介護予防通所サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算			1日につ き	
A6	8112	介護予防通所サービス中山間地域等提供加算回数割		所定単位数の5%加算			1回につ き	
A6	6109	介護予防通所サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算	240単位加算		240	1月につ き	
A6	6105	介護予防通所サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に 居住する者又は同一 建物から利用する者 に介護予防通所介護 相当サービスを行う 場合	事業対象者、要支 援1	376単位減算	-376		
A6	6106	介護予防通所サービス同一建物減算2		要支援2	752単位減算	-752		
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	生活機能向上グループ活動加算	100単位加算		240		
A6	5002	介護予防通所サービス運動器機能向上加算	運動器機能向上加算	225単位加算		240		
A6	5003	介護予防通所サービス栄養改善加算	栄養改善加算	150単位加算		240		
A6	5004	介護予防通所サービス口腔機能向上加算	口腔機能向上加算	150単位加算		240		

A6	5006	介護予防通所複数サービス実施加算 I 1	選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 480単位加算	480	1月につき
A6	5007	介護予防通所複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上 480単位加算	480	
A6	5008	介護予防通所複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上 480単位	480	
A6	5009	介護予防通所複数サービス実施加算 II	(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 700単位加算	700		
A6	5005	介護予防通所サービス事業所評価加算		事業所評価加算	120単位加算	120	
A6	6107	介護予防通所サービス提供体制強化加算 I 11		サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1 72単位	
A6	6108	介護予防通所サービス提供体制強化加算 I 12	要支援2 144単位			144	
A6	6101	介護予防通所サービス提供体制強化加算 I 21	(2)サービス提供体制強化加算(I)ロ		事業対象者・要支援1 48単位	48	
A6	6102	介護予防通所サービス提供体制強化加算 I 22			要支援2 96単位	96	
A6	6103	介護予防通所サービス提供体制強化加算 II 1	(3)サービス提供体制強化加算(II)		事業対象者・要支援1 24単位	24	
A6	6104	介護予防通所サービス提供体制強化加算 II 2			要支援2 48単位	48	
A6	6110	介護予防通所サービス処遇改善加算 I	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算 I 所定単位数の40/1000加算			
A6	6111	介護予防通所サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算 I 所定単位数の22/1000加算			
A6	6113	介護予防通所サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算 I (2)で算定した単位数の90%加算			
A6	6115	介護予防通所サービス処遇改善加算 IV		(4)介護職員処遇改善加算 I (2)で算定した単位数の80%加算			

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	合計単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	8001	介護予防通所サービス1・定超	介護予防通所介護サービス費	事業対象者、要支援1	1,647単位	1,153	1月につき	
A6	8002	介護予防通所サービス1(日割)・定超		要支援1	54単位	38	1日につき	
A6	8011	介護予防通所サービス2・定超		要支援2	定員超過の場合×70%	3,377単位	2,364	1月につき
A6	8012	介護予防通所サービス2(日割)・定超				111単位	78	1日につき
A6	8003	介護予防通所サービス1(回数)・定超		事業対象者、要支援1	378単位	265	1回につき	
A6	8013	介護予防通所サービス2(回数)・定超		要支援2	389単位	272	1回につき	

サービスコード		サービス内容略称		算定項目	合計単位数	算定単位		
種類	項目							
A6	9001	介護予防通所サービス1・人欠	介護予防通所介護サービス費	事業対象者、要支援1	1,647単位	1,153	1月につき	
A6	9002	介護予防通所サービス1(日割)・人欠		要支援1	54単位	38	1日につき	
A6	9011	介護予防通所サービス2・人欠		要支援2	介護・看護職員が欠員の場合×70%	3,377単位	2,364	1月につき
A6	9012	介護予防通所サービス2(日割)・人欠				111単位	78	1日につき
A6	9003	介護予防通所サービス1(回数)・人欠		事業対象者、要支援1	378単位	265	1回につき	
A6	9013	介護予防通所サービス2(回数)・人欠		要支援2	389単位	272	1回につき	

A7 生活支援通所サービス【給付率90%】

定員超過の場合

サービスコード	項目	サービス内容略称	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A7	1130	生活支援通所サービス1・定超		90%	512	1月につき
A7	1131	生活支援通所サービス1・定超	処遇改善加算I	90%	20	1月につき
A7	1132	生活支援通所サービス1・定超	処遇改善加算II	90%	11	1月につき
A7	1133	生活支援通所サービス1・定超	処遇改善加算III	90%	10	1月につき
A7	1134	生活支援通所サービス1・定超	処遇改善加算IV	90%	9	1月につき
A7	1136	生活支援通所サービス1(日割)・定超		90%	17	1日につき
A7	1137	生活支援通所サービス1(日割)・定超	処遇改善加算I	90%	1	1日につき
A7	1138	生活支援通所サービス1(日割)・定超	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	1139	生活支援通所サービス1(日割)・定超	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	1140	生活支援通所サービス1(日割)・定超	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき
A7	1142	生活支援通所サービス2・定超		90%	1,048	1月につき
A7	1143	生活支援通所サービス2・定超	処遇改善加算I	90%	42	1月につき
A7	1144	生活支援通所サービス2・定超	処遇改善加算II	90%	23	1月につき
A7	1145	生活支援通所サービス2・定超	処遇改善加算III	90%	21	1月につき
A7	1146	生活支援通所サービス2・定超	処遇改善加算IV	90%	18	1月につき
A7	1148	生活支援通所サービス2(日割)・定超		90%	34	1日につき
A7	1149	生活支援通所サービス2(日割)・定超	処遇改善加算I	90%	1	1日につき
A7	1150	生活支援通所サービス2(日割)・定超	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	1151	生活支援通所サービス2(日割)・定超	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	1152	生活支援通所サービス2(日割)・定超	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき

A7 生活支援通所サービス【給付率90%】

サービスコード	項目	サービス内容略称	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A7	1100	生活支援通所サービス1		90%	732	1月につき
A7	1101	生活支援通所サービス1	処遇改善加算I	90%	29	1月につき
A7	1102	生活支援通所サービス1	処遇改善加算II	90%	16	1月につき
A7	1103	生活支援通所サービス1	処遇改善加算III	90%	14	1月につき
A7	1104	生活支援通所サービス1	処遇改善加算IV	90%	13	1月につき
A7	1106	生活支援通所サービス1(日割)		90%	24	1日につき
A7	1107	生活支援通所サービス1(日割)	処遇改善加算I	90%	1	1日につき
A7	1108	生活支援通所サービス1(日割)	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	1109	生活支援通所サービス1(日割)	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	1110	生活支援通所サービス1(日割)	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき
A7	1112	生活支援通所サービス2		90%	1,487	1月につき
A7	1113	生活支援通所サービス2	処遇改善加算I	90%	60	1月につき
A7	1114	生活支援通所サービス2	処遇改善加算II	90%	33	1月につき
A7	1115	生活支援通所サービス2	処遇改善加算III	90%	30	1月につき
A7	1116	生活支援通所サービス2	処遇改善加算IV	90%	26	1月につき
A7	1118	生活支援通所サービス2(日割)		90%	49	1日につき
A7	1119	生活支援通所サービス2(日割)	処遇改善加算I	90%	2	1日につき
A7	1120	生活支援通所サービス2(日割)	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	1121	生活支援通所サービス2(日割)	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	1122	生活支援通所サービス2(日割)	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき
A7	1001	生活支援通所サービス若年性認知症受入加算		90%	240	1月につき
A7	1002	生活支援通所サービス生活機能向上加算		90%	100	1月につき
A7	1003	生活支援通所サービス機能回復支援加算		90%	40	1月につき
A7	1004	生活支援通所サービス送迎加算		90%	40	1回につき
A7	1005	生活支援通所サービス有資格管理者配置加算I		90%	73	1月につき
A7	1006	生活支援通所サービス有資格管理者配置加算II		90%	150	1月につき
A7	1007	生活支援通所サービス営業体制整備加算I		90%	73	1月につき
A7	1008	生活支援通所サービス営業体制整備加算II		90%	150	1月につき
A7	1009	生活支援通所サービス提供体制強化加算I		90%	24	1月につき
A7	1010	生活支援通所サービス提供体制強化加算II		90%	48	1月につき
A7	1011	生活支援通所サービス事業所評価加算		90%	120	1月につき

A7 生活支援通所サービス【給付率90%】(中山間地域)

サービスコード	サービス内容略称	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A7	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算		90%	769	1月につき
A7	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	90%	31	1月につき
A7	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	90%	17	1月につき
A7	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	90%	15	1月につき
A7	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	90%	14	1月につき
A7	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算日割		90%	25	1日につき
A7	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算I	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算		90%	1,572	1月につき
A7	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	90%	63	1月につき
A7	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	90%	35	1月につき
A7	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	90%	32	1月につき
A7	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	90%	28	1月につき
A7	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算日割		90%	51	1日につき
A7	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算I	90%	2	1日につき
A7	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき

A7 生活支援通所サービス【給付率90%】

人員欠如の場合

サービスコード	サービス内容略称	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A7	生活支援通所サービス1・人欠		90%	512	1月につき
A7	生活支援通所サービス1・人欠	処遇改善加算I	90%	20	1月につき
A7	生活支援通所サービス1・人欠	処遇改善加算II	90%	11	1月につき
A7	生活支援通所サービス1・人欠	処遇改善加算III	90%	10	1月につき
A7	生活支援通所サービス1・人欠	処遇改善加算IV	90%	9	1月につき
A7	生活支援通所サービス1(日割)・人欠		90%	17	1日につき
A7	生活支援通所サービス1(日割)・人欠	処遇改善加算I	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス1(日割)・人欠	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス1(日割)・人欠	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス1(日割)・人欠	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス2・人欠		90%	1,048	1月につき
A7	生活支援通所サービス2・人欠	処遇改善加算I	90%	42	1月につき
A7	生活支援通所サービス2・人欠	処遇改善加算II	90%	23	1月につき
A7	生活支援通所サービス2・人欠	処遇改善加算III	90%	21	1月につき
A7	生活支援通所サービス2・人欠	処遇改善加算IV	90%	18	1月につき
A7	生活支援通所サービス2(日割)・人欠		90%	34	1日につき
A7	生活支援通所サービス2(日割)・人欠	処遇改善加算I	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス2(日割)・人欠	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス2(日割)・人欠	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	生活支援通所サービス2(日割)・人欠	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき



A7 生活支援通所サービス【給付率90%】(中山間地域)

人員欠如の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A7	1254	生活支援通所サービス1・人々中山間地域等提供加算		90%	538	1月につき
A7	1255	生活支援通所サービス1・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	90%	22	1月につき
A7	1256	生活支援通所サービス1・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	90%	12	1月につき
A7	1257	生活支援通所サービス1・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	90%	11	1月につき
A7	1258	生活支援通所サービス1・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	90%	10	1月につき
A7	1260	生活支援通所サービス1(日割)・人々中山間地域等提供加算		90%	18	1日につき
A7	1261	生活支援通所サービス1(日割)・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	90%	1	1日につき
A7	1262	生活支援通所サービス1(日割)・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	1263	生活支援通所サービス1(日割)・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	1264	生活支援通所サービス1(日割)・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき
A7	1266	生活支援通所サービス2・人々中山間地域等提供加算		90%	1,100	1月につき
A7	1267	生活支援通所サービス2・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	90%	44	1月につき
A7	1268	生活支援通所サービス2・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	90%	24	1月につき
A7	1269	生活支援通所サービス2・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	90%	22	1月につき
A7	1270	生活支援通所サービス2・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	90%	19	1月につき
A7	1272	生活支援通所サービス2(日割)・人々中山間地域等提供加算		90%	36	1日につき
A7	1273	生活支援通所サービス2(日割)・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	90%	1	1日につき
A7	1274	生活支援通所サービス2(日割)・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	1275	生活支援通所サービス2(日割)・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	1276	生活支援通所サービス2(日割)・人々中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき

A7 生活支援通所サービス【給付率90%】(中山間地域)

定員超過の場合

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A7	1230	生活支援通所サービス1・定超中山間地域等提供加算		90%	538	1月につき
A7	1231	生活支援通所サービス1・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	90%	22	1月につき
A7	1232	生活支援通所サービス1・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	90%	12	1月につき
A7	1233	生活支援通所サービス1・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	90%	11	1月につき
A7	1234	生活支援通所サービス1・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	90%	10	1月につき
A7	1236	生活支援通所サービス1(日割)・定超中山間地域等提供加算		90%	18	1日につき
A7	1237	生活支援通所サービス1(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	90%	1	1日につき
A7	1238	生活支援通所サービス1(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	1239	生活支援通所サービス1(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	1240	生活支援通所サービス1(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき
A7	1242	生活支援通所サービス2・定超中山間地域等提供加算		90%	1,100	1月につき
A7	1243	生活支援通所サービス2・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	90%	44	1月につき
A7	1244	生活支援通所サービス2・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	90%	24	1月につき
A7	1245	生活支援通所サービス2・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	90%	22	1月につき
A7	1246	生活支援通所サービス2・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	90%	19	1月につき
A7	1248	生活支援通所サービス2(日割)・定超中山間地域等提供加算		90%	36	1日につき
A7	1249	生活支援通所サービス2(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	90%	1	1日につき
A7	1250	生活支援通所サービス2(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	90%	1	1日につき
A7	1251	生活支援通所サービス2(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	90%	1	1日につき
A7	1252	生活支援通所サービス2(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	90%	1	1日につき

A7 生活支援通所サービス【給付率80%】

サービスクード		サービス内容略称	給付率	合計 単位数	算定 単位
種類	項目				
A7	1330	生活支援通所サービス1・定超	80%	512	1月につき
A7	1331	生活支援通所サービス1・定超	80%	20	1月につき
A7	1332	生活支援通所サービス1・定超	80%	11	1月につき
A7	1333	生活支援通所サービス1・定超	80%	10	1月につき
A7	1334	生活支援通所サービス1・定超	80%	9	1月につき
A7	1336	生活支援通所サービス1(日割)・定超	80%	17	1日につき
A7	1337	生活支援通所サービス1(日割)・定超	80%	1	1日につき
A7	1338	生活支援通所サービス1(日割)・定超	80%	1	1日につき
A7	1339	生活支援通所サービス1(日割)・定超	80%	1	1日につき
A7	1340	生活支援通所サービス1(日割)・定超	80%	1	1日につき
A7	1342	生活支援通所サービス2・定超	80%	1,048	1月につき
A7	1343	生活支援通所サービス2・定超	80%	42	1月につき
A7	1344	生活支援通所サービス2・定超	80%	23	1月につき
A7	1345	生活支援通所サービス2・定超	80%	21	1月につき
A7	1346	生活支援通所サービス2・定超	80%	18	1月につき
A7	1348	生活支援通所サービス2(日割)・定超	80%	34	1日につき
A7	1349	生活支援通所サービス2(日割)・定超	80%	1	1日につき
A7	1350	生活支援通所サービス2(日割)・定超	80%	1	1日につき
A7	1351	生活支援通所サービス2(日割)・定超	80%	1	1日につき
A7	1352	生活支援通所サービス2(日割)・定超	80%	1	1日につき

定員超過の場合

A7 生活支援通所サービス【給付率80%】

サービスクード		サービス内容略称	給付率	合計 単位数	算定 単位
種類	項目				
A7	1300	生活支援通所サービス1	80%	732	1月につき
A7	1301	生活支援通所サービス1	80%	29	1月につき
A7	1302	生活支援通所サービス1	80%	16	1月につき
A7	1303	生活支援通所サービス1	80%	14	1月につき
A7	1304	生活支援通所サービス1	80%	13	1月につき
A7	1306	生活支援通所サービス1(日割)	80%	24	1日につき
A7	1307	生活支援通所サービス1(日割)	80%	1	1日につき
A7	1308	生活支援通所サービス1(日割)	80%	1	1日につき
A7	1309	生活支援通所サービス1(日割)	80%	1	1日につき
A7	1310	生活支援通所サービス1(日割)	80%	1	1日につき
A7	1312	生活支援通所サービス2	80%	1,497	1月につき
A7	1313	生活支援通所サービス2	80%	60	1月につき
A7	1314	生活支援通所サービス2	80%	33	1月につき
A7	1315	生活支援通所サービス2	80%	30	1月につき
A7	1316	生活支援通所サービス2	80%	26	1月につき
A7	1318	生活支援通所サービス2(日割)	80%	49	1日につき
A7	1319	生活支援通所サービス2(日割)	80%	2	1日につき
A7	1320	生活支援通所サービス2(日割)	80%	1	1日につき
A7	1321	生活支援通所サービス2(日割)	80%	1	1日につき
A7	1322	生活支援通所サービス2(日割)	80%	1	1日につき
A7	1021	生活支援通所サービス若年性認知症受入加算	80%	240	1月につき
A7	1022	生活支援通所サービス生活機能向上加算	80%	100	1月につき
A7	1023	生活支援通所サービス機能回復支援加算	80%	40	1月につき
A7	1024	生活支援通所サービス送迎加算	80%	40	1回につき
A7	1025	生活支援通所サービス有資格管理者配置加算I	80%	73	1月につき
A7	1026	生活支援通所サービス有資格管理者配置加算II	80%	150	1月につき
A7	1027	生活支援通所サービス営業体制整備加算I	80%	73	1月につき
A7	1028	生活支援通所サービス営業体制整備加算II	80%	150	1月につき
A7	1029	生活支援通所サービス提供体制強化加算I	80%	24	1月につき
A7	1030	生活支援通所サービス提供体制強化加算II	80%	48	1月につき
A7	1031	生活支援通所サービス事業所評価加算	80%	120	1月につき

A7 生活支援通所サービス【給付率80%】(中山間地域)

サービスコード	項目	サービス内容略称	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A7	1400	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算		80%	769	1月につき
A7	1401	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	80%	31	1月につき
A7	1402	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	80%	17	1月につき
A7	1403	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	80%	15	1月につき
A7	1404	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	80%	14	1月につき
A7	1406	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算日割		80%	25	1日につき
A7	1407	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算I	80%	1	1日につき
A7	1408	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算II	80%	1	1日につき
A7	1409	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算III	80%	1	1日につき
A7	1410	生活支援通所サービス1中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算IV	80%	1	1日につき
A7	1324	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算		80%	1,572	1月につき
A7	1325	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算	処遇改善加算I	80%	63	1月につき
A7	1326	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算	処遇改善加算II	80%	35	1月につき
A7	1327	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算	処遇改善加算III	80%	32	1月につき
A7	1328	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算	処遇改善加算IV	80%	28	1月につき
A7	1424	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算日割		80%	51	1日につき
A7	1425	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算I	80%	2	1日につき
A7	1426	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算II	80%	1	1日につき
A7	1427	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算III	80%	1	1日につき
A7	1428	生活支援通所サービス2中山間地域等提供加算日割	処遇改善加算IV	80%	1	1日につき

A7 生活支援通所サービス【給付率80%】

人員欠如の場合

サービスコード	項目	サービス内容略称	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A7	1354	生活支援通所サービス1・人欠		80%	512	1月につき
A7	1355	生活支援通所サービス1・人欠	処遇改善加算I	80%	20	1月につき
A7	1356	生活支援通所サービス1・人欠	処遇改善加算II	80%	11	1月につき
A7	1357	生活支援通所サービス1・人欠	処遇改善加算III	80%	10	1月につき
A7	1358	生活支援通所サービス1・人欠	処遇改善加算IV	80%	9	1月につき
A7	1360	生活支援通所サービス1(日割)・人欠		80%	17	1日につき
A7	1361	生活支援通所サービス1(日割)・人欠	処遇改善加算I	80%	1	1日につき
A7	1362	生活支援通所サービス1(日割)・人欠	処遇改善加算II	80%	1	1日につき
A7	1363	生活支援通所サービス1(日割)・人欠	処遇改善加算III	80%	1	1日につき
A7	1364	生活支援通所サービス1(日割)・人欠	処遇改善加算IV	80%	1	1日につき
A7	1366	生活支援通所サービス2・人欠		80%	1,048	1月につき
A7	1367	生活支援通所サービス2・人欠	処遇改善加算I	80%	42	1月につき
A7	1368	生活支援通所サービス2・人欠	処遇改善加算II	80%	23	1月につき
A7	1369	生活支援通所サービス2・人欠	処遇改善加算III	80%	21	1月につき
A7	1370	生活支援通所サービス2・人欠	処遇改善加算IV	80%	18	1月につき
A7	1372	生活支援通所サービス2(日割)・人欠		80%	34	1日につき
A7	1373	生活支援通所サービス2(日割)・人欠	処遇改善加算I	80%	1	1日につき
A7	1374	生活支援通所サービス2(日割)・人欠	処遇改善加算II	80%	1	1日につき
A7	1375	生活支援通所サービス2(日割)・人欠	処遇改善加算III	80%	1	1日につき
A7	1376	生活支援通所サービス2(日割)・人欠	処遇改善加算IV	80%	1	1日につき

A7 生活支援通所サービス【給付率80%】(中山間地域)

人員欠如の場合

サービスコード	項目	サービス内容略称	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A7	1454	生活支援通所サービス1・人次中山間地域等提供加算		80%	538	1月につき
A7	1455	生活支援通所サービス1・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅰ	80%	22	1月につき
A7	1456	生活支援通所サービス1・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅱ	80%	12	1月につき
A7	1457	生活支援通所サービス1・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅲ	80%	11	1月につき
A7	1458	生活支援通所サービス1・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅳ	80%	10	1月につき
A7	1460	生活支援通所サービス1(日割)・人次中山間地域等提供加算		80%	18	1日につき
A7	1461	生活支援通所サービス1(日割)・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅰ	80%	1	1日につき
A7	1462	生活支援通所サービス1(日割)・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅱ	80%	1	1日につき
A7	1463	生活支援通所サービス1(日割)・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅲ	80%	1	1日につき
A7	1464	生活支援通所サービス1(日割)・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅳ	80%	1	1日につき
A7	1466	生活支援通所サービス2・人次中山間地域等提供加算		80%	1,100	1月につき
A7	1467	生活支援通所サービス2・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅰ	80%	44	1月につき
A7	1468	生活支援通所サービス2・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅱ	80%	24	1月につき
A7	1469	生活支援通所サービス2・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅲ	80%	22	1月につき
A7	1470	生活支援通所サービス2・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅳ	80%	19	1月につき
A7	1472	生活支援通所サービス2(日割)・人次中山間地域等提供加算		80%	36	1日につき
A7	1473	生活支援通所サービス2(日割)・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅰ	80%	1	1日につき
A7	1474	生活支援通所サービス2(日割)・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅱ	80%	1	1日につき
A7	1475	生活支援通所サービス2(日割)・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅲ	80%	1	1日につき
A7	1476	生活支援通所サービス2(日割)・人次中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅳ	80%	1	1日につき

A7 生活支援通所サービス【給付率80%】(中山間地域)

定員超過の場合

サービスコード	項目	サービス内容略称	処遇改善加算	給付率	合計 単位数	算定 単位
A7	1430	生活支援通所サービス1・定超中山間地域等提供加算		80%	538	1月につき
A7	1431	生活支援通所サービス1・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅰ	80%	22	1月につき
A7	1432	生活支援通所サービス1・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅱ	80%	12	1月につき
A7	1433	生活支援通所サービス1・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅲ	80%	11	1月につき
A7	1434	生活支援通所サービス1・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅳ	80%	10	1月につき
A7	1436	生活支援通所サービス1(日割)・定超中山間地域等提供加算		80%	18	1日につき
A7	1437	生活支援通所サービス1(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅰ	80%	1	1日につき
A7	1438	生活支援通所サービス1(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅱ	80%	1	1日につき
A7	1439	生活支援通所サービス1(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅲ	80%	1	1日につき
A7	1440	生活支援通所サービス1(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅳ	80%	1	1日につき
A7	1442	生活支援通所サービス2・定超中山間地域等提供加算		80%	1,100	1月につき
A7	1443	生活支援通所サービス2・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅰ	80%	44	1月につき
A7	1444	生活支援通所サービス2・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅱ	80%	24	1月につき
A7	1445	生活支援通所サービス2・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅲ	80%	22	1月につき
A7	1446	生活支援通所サービス2・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅳ	80%	19	1月につき
A7	1448	生活支援通所サービス2(日割)・定超中山間地域等提供加算		80%	36	1日につき
A7	1449	生活支援通所サービス2(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅰ	80%	1	1日につき
A7	1450	生活支援通所サービス2(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅱ	80%	1	1日につき
A7	1451	生活支援通所サービス2(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅲ	80%	1	1日につき
A7	1452	生活支援通所サービス2(日割)・定超中山間地域等提供加算	処遇改善加算Ⅳ	80%	1	1日につき

項番	質問	回答	担当課
	他市にある事業所が岡山市被保険者(住所地特例を除く)にサービス提供するためには、必ず岡山市に対する新規申請が必要か。みなし指定で済むのはどうなるのか。	他市町等にある事業所が住所地特例以外の岡山市被保険者に総合事業のサービスを提供していただくためには、基本的には岡山市の指定を受ける必要があり、岡山市外の事業者の方は新規申請扱い(添付書類が省略できません)になります。ただし、平成27年3月末以前に介護予防事業者の指定を受けている事業所が、現行相当サービスを提供する場合は、みなし指定の効力があります。 詳しくは、「岡山市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会資料」スライド59以降をご覧ください。	事業者指導課 介護保険課
	既存事業所が生活支援サービス事業所を開設する場合、営業時間や実施地域等を同じにする必要があるか。	営業時間や実施地域等を事業所ごとに設定することは可能です。 ただし、岡山市の総合事業は岡山市に居住する被保険者に提供していただくことになるので、岡山市内の事業所の通常の実施地域は岡山市内となります。	事業者指導課
	平成29年度以降の総合事業の指定はどうなるか。また、他市町村にある事業所が岡山市被保険者(住所地特例を除く)にサービス提供するための岡山市に対する新規申請について、事業所所在市町村では必要とされなかった項目、書類などについても岡山市の基準で用意しないといけないか。	平成29年度以降の指定については、毎月1日付で指定を行う予定です。 その場合は、他のサービスと同様に指定前々月の月末までに申請していただくこととなります。なお、市外の事業所についても同様の取り扱いとなり、岡山市所定の書式一式が申請には必要となります。	事業者指導課
	月途中で他市町村へ転出となった。報酬請求はどうなるのか。	月の途中で、利用者が他市町村に転出する場合は、月額報酬での算定となります。	事業者指導課
	生活支援訪問サービスの管理者は常勤でなくてもいいとのことだが、専従とはどのようなことをいうのか。	専従とは、原則として勤務時間帯を通して当該サービス以外の職務に従事しないことをいい、指定訪問介護事業所が第一号訪問事業所を一体的に運営する場合にあっては、同一のサービスとみなします。	事業者指導課
	市外の利用者にも通ってもらっている。総合事業が始まったら、今まで通りサービス提供できるのか。 保険者: 他市町村 住民票: 他市町村 事業所所在地: 岡山市	住所地特例者を除き、他市町村の被保険者が岡山市の総合事業サービスを利用することはできません。 他市町村(保険者市町村)の総合事業サービスを提供しようとする場合は、総合事業の実施方法や手続きについては各保険者市町村で取り扱いが異なりますので、それぞれの保険者にご確認ください。	介護保険課 事業者指導課
	岡山市の利用者にも通ってもらっている。総合事業が始まったら、今まで通りサービス提供できるのか。 保険者: 岡山市 住民票: 岡山市 事業所所在地: 他市町村	岡山市の被保険者が利用している隣接市町の事業所からは、申請があれば総合事業の事業者として指定する方針です。岡山市の指定を受けたうえで、岡山市の総合事業サービスを実施し、岡山市のサービスコードで請求をおこなっていただくこととなります。指定については、「岡山市介護予防・日常生活支援総合事業事業者説明会資料」スライド59以降をご覧ください。	介護保険課 事業者指導課
	他市町村の利用者を岡山市の総合事業で受けられることは可能か。 保険者: 他市町村 住民票: 岡山市 事業所所在地: 岡山市 (他市町村住所地特例者)	岡山市に住民票を置く住所地特例者については、岡山市の総合事業サービスを実施し、岡山市のサービスコードで請求を行ってください。	介護保険課 事業者指導課
	自己負担などに対する生活保護(介護扶助費)の適用はあるのか。	公費負担制度については、国のガイドラインに沿った適用がなされます。生活保護の介護扶助費については、予防訪問サービス、予防通所サービス(現行相当)及び生活支援サービス(緩和型)について適用されます。	介護保険課
	自己負担などに対する原子爆弾被爆者の適用はあるのか。	公費負担制度については、国のガイドラインに沿った適用がなされます。原子爆弾被爆者については、予防訪問サービス、予防通所サービス(現行相当)は適用されますが、生活支援サービス(緩和型)については適用されません。	介護保険課
	自己負担1割、2割はあるのか、それは介護保険給付と同じ所得や収入の基準になるのか。	介護給付と同じ所得や収入の基準になります。なお、ご利用者の負担割合については、負担割合証にてお知らせします。	介護保険課
	認定更新後、介護予防サービス計画を作成している方が、総合事業によるサービスに移行し、予防給付のサービスを利用せず、総合事業のみの利用となった場合、総合事業サービス計画表を新たに作成する必要はあるのか。	要支援認定者で介護予防サービス計画を作成している方が総合事業のみの利用となった場合には、プラン変更が必要です。介護予防ケアマネジメントにてケアプランを作成していただくこととなります。	高齢者福祉課 事業者指導課

<p>老計第10号の「見守り」と「一緒に行う家事」の判断について、利用者を見守りながら行う家事や、利用者と一緒に 家事は身体介護になるか。</p>	<p>自立支援のための見守りの援助については、自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介護できる状態で行う場合に限り、身体介護が算定できます。 アセスメントの結果、訪問介護員と一緒にすることで自立が見込まれる家事があると判断されれば身体介護での算定ができませんが、訪問介護員が掃除機をかけて、利用者が拭き掃除をするといった、分業で行っているだけの場合、調理等で利用者が一部出来ないことを訪問介護員が行う場合は生活援助になります。</p>	<p>事業者指導課</p>
<p>事業対象者や要支援1、2の者が月途中で要介護(支援)認定申請を行い、暫定ケアプランにてサービスを利用した場合、認定結果によっては、実際利用した保険給付サービスや総合事業サービスとプランの作成区分が異なることが想定されるが、その場合は自己負担が発生するのか？</p>	<p>平成27年3月31日版「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ&amp;A 問4によると、暫定プランに基づいて総合事業の訪問型サービスと福祉用具を利用していただく場合、要介護1となった場合につき、</p> <p>①要介護者として取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分が全額自己負担となり、福祉用具貸与のみ給付対象</p> <p>②事業対象者として取り扱うのであれば、総合事業の訪問型サービスの利用分を事業で請求することができ、福祉用具貸与が全額自己負担</p> <p>と示されていますが、本市では、総合事業開始により保険給付が必要な方に全額自己負担が発生することを極力回避するため、要介護認定後、暫定プランの引き継ぎを行った包括(居宅)から、サービス開始年月日の記載された居宅届の提出を受ける運用とします。</p> <p>なお、例外的なケースがありますので、詳しくは集団指導時までにご確認ください。</p>	<p>介護保険課 事業者指導課</p>
<p>総合事業は予防給付と同様に月額包括報酬であるが、日割りの算定方法は。</p>	<p>総合事業のサービスについては、月途中でサービス利用を開始する場合及びサービス終了する場合の起算日は契約日又は契約終了日になりますので、ご注意ください。</p>	<p>事業者指導課</p>
<p>生活支援訪問サービスでもケアプラン変更時にはアセスメント、サービス担当者会議への出席、訪問介護計画作成等の一連の業務は必要か。</p>	<p>生活支援訪問サービスにおいても、現行の介護予防訪問介護と同様に一連の業務が必要になります。</p>	
<p>第1号訪問事業におけるサービス計画書の様式などは現行の介護予防訪問介護のものを流用してよいのか。</p>	<p>介護予防訪問サービス(現行相当)の様式は、現行の介護予防訪問介護で使用しているものを流用していただけます。ただし、総合事業の訪問事業において、表題は「介護予防サービス計画書」ではなく、「第1号訪問事業計画書」等に修正することなどが必要になります。 なお、生活支援訪問サービスについては市から参考様式をお示し</p>	<p>事業者指導課</p>
<p>同居家族や別居親族への訪問サービスの提供は現行より緩和され、サービス提供してもよくなるのか。</p>	<p>現行の介護予防訪問介護と同様に同居家族や別居親族へのサービス提供は原則として行うことはできません。</p>	<p>事業者指導課</p>
<p>身体介護が必要な場合は、介護予防訪問サービスを位置づけることとされているが、これは身体介護が、毎回必要な場合、ということか。それとも、1月のうち1回でも必要な場合、ということか。</p>	<p>介護予防訪問サービス(現行相当)と生活支援訪問サービスのどちらを利用するかは、ケアマネジメントにより決定しますが、1月のうち1回でも身体介護の必要性があれば、介護予防訪問サービス(現行相当)を位置づけることになります。</p>	<p>事業者指導課</p>
<p>生活支援訪問サービスの生活支援訪問介護員等の配置は必要数でよいとされているが、人員不足という理由でサービス提供を拒否することは正当な理由にあたるか。また、市が定める研修修了者以外の生活支援訪問介護員しか対応できる人員が残っていない場合、生活支援訪問サービスの利用申し込みを断ることはできるか。</p>	<p>生活支援訪問サービスにおいても、基本的には利用申し込みには応じなければなりません。しかし、人員不足等により、サービスが提供できない場合は断ることは可能です。ただし、介護予防訪問サービス(現行相当)と生活支援訪問サービスを一体的に運営する事業所が、市が定める研修修了者以外の生活支援訪問介護員しか対応できる人員が残っていないという理由で、生活支援訪問サービスの利用申し込みを断ることはできません。</p>	<p>事業者指導課</p>
<p>介護予防訪問介護から総合事業に移行した場合、初回加算の算定は可能か。</p>	<p>・基本的に、事業所が変わると可能です。 可 訪問介護⇔介護予防訪問サービス(現行相当) 可 訪問介護⇔生活支援訪問サービス 不可 介護予防訪問介護⇔介護予防訪問サービス(現行相当) 可 介護予防訪問介護⇔生活支援訪問サービス 可 介護予防訪問サービス(現行相当)⇔生活支援訪問サービス</p>	<p>事業者指導課</p>
<p>生活支援訪問サービスについて、2人でサービス提供をすることは可能か。</p>	<p>生活支援訪問サービスについては、基本的には2人でのサービス提供は想定していません。正当な理由がありケアプランに基づき、2人でサービス提供を行った場合の、サービス提供評価加算は訪問介護員に有資格者が含まれていれば1回分の加算が算定できます。</p>	<p>事業者指導課</p>

# 生活支援訪問サービス計画書

計画作成者

【参考様式】

利用者氏名	フリガナ	性別	年齢	作成日	平成	年	月	日
				生年月日		年	月	日
				新規		継続		

要支援 事業対象者	認定有効期間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
--------------	--------	----	---	---	---	---	----	---	---	---

○ サービス開始日 平成 年 月 日

○ サービスの目標

○ サービス提供内容

A	掃除	1 居室 6 ゴミ出し	2 台所 7 その他 ( )	3 トイレ	4 浴室	5 洗面所
B	洗濯	1 洗濯 7 その他① ( )	2 乾燥	3 取り込み・収納 8 その他② ( )	4 アイロン	
C	ベッドメイク	1 ベッドメイク	2 シーツ交換	3 布団干し	4 その他 ( )	
D	衣類	1 衣類の整理	2 衣服の補修	3 その他 ( )		
E	調理・配下膳	1 一般的な調理	2 配膳	3 下膳	4 その他 ( )	
F	買い物等	1 日用品の買い物 4 その他① ( ) 5 その他② ( )	2 購入品の確認	3 薬の受け取り		
G	その他	1 ( ) 3 ( )	2 ( )			

○ サービス提供期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

○ 週間サービス予定表

曜日	提供時間	サービス内容					備考
	: ~ :						
	: ~ :						
	: ~ :						
	: ~ :						

上記の生活支援訪問サービス計画書に基づきサービス提供を行います。

事業所名 : \_\_\_\_\_

管理者 \_\_\_\_\_

説明者 \_\_\_\_\_

上記の計画について説明を受け、同意しました。また、当該計画書の交付を受けました。

同意年月日 平成 年 月 日

利用者署名欄 \_\_\_\_\_ 印

家族署名欄 \_\_\_\_\_ 印

# 生活支援訪問サービス計画書

計画作成者 介護 花子

【記入例】

利用者氏名	フリガナ	性別	年齢	作成日	平成 29 年 8 月 1 日
	岡山 ○○子	女	71	生年月日	S 20 年 8 月 1 日
				新規	継続

要支援 事業対象者	Ⅱ	認定有効期間	平成 29 年 8 月 1 日 ~ 平成 30 年 7 月 31 日
--------------	---	--------	------------------------------------

○ サービス開始日 平成 29 年 8 月 2 日

## ○ サービスの目標

現状は○○であり、△△できることを目指す。

↑  
事後の評価に役立つ目標とするため、抽象的な目標ではなく、「観察可能な行動や生活状態」の形で書く方が望ましい。訪問ヘルパーが、「何のために訪問しているか」を認識できるように記載する。

## ○ サービス提供内容

A	掃除	1 居室 6 ゴミ出し	2 台所 7 その他( )	3 トイレ	4 浴室	5 洗面所
B	洗濯	1 洗濯 7 その他①( )	2 乾燥	3 取り込み・収納	4 アイロン	8 その他②( )
C	ベッドメイク	1 ベッドメイク	2 シーツ交換	3 布団干し	4 その他( )	
D	衣類	1 衣類の整理	2 衣服の補修	3 その他( )		
E	調理・配下膳	1 一般的な調理	2 配膳	3 下膳	4 その他( )	
F	買い物等	1 日用品の買い物 4 その他①( ) 5 その他②( )	2 購入品の確認	3 薬の受け取り		
G	その他	1 ( ) 3 ( )	2 ( )			

## ○ サービス提供期間

平成 29 年 8 月 1 日 ~ 平成 30 年 7 月 31 日

## ○ 週間サービス予定表

曜日	提供時間	サービス内容					備考
月	10 : 00 ~ 11 : 00	A1	A2	B1			
火	11 : 00 ~ 12 : 00	B3	F1				
金	9 : 00 ~ 10 : 00	A3	A4	A5			
	: ~ :						

上記の生活支援訪問サービス計画書に基づきサービス提供を行います。

事業所名 : 岡山ヘルパーステーション

管理者 介護 花子

説明者 介護 花子

上記の計画について説明を受け、同意しました。また、当該計画書の交付を受けました。

同意年月日 平成 29 年 8 月 1 日

利用者署名欄 岡山 ○○子 印

家族署名欄 岡山 ○夫 印



# 総合事業における自立生活支援のための見守りの援助について

## 位置付けのポイント

×…不適切な場合

### ◆前提◆

自立生活支援のための見守りの援助は、

①自立支援 ②ADLや意欲の向上の観点から ③安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守りが ④利用者の日常生活上必要な場合に  
身体介護での算定が認められる。

#### ①自立支援

・利用者が在宅で、自立した日常生活を続けられるようにするための支援  
利用者が一人でできるようになることを目的とする。

×ただ寝ていたり、座っていたりする利用者に対する単なる見守り  
×認知症の利用者の話し相手になっているだけ。

#### ②ADLや意欲の向上

・ADLや意欲の向上が期待できる利用者であること

×意欲・やる気がない利用者に対しての、無理矢理な位置付け

#### ③安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り

・実施主体は利用者で、ヘルパーは見守りを行う。

×常時介助できる状態で行わない単なる見守り（役割分担）

#### ④日常生活上必要な行為

・常時介助できる状態でヘルパーが見守る利用者の行為が、どのようなことであるのか、明確にする。

×利用者の行為が単なる趣味嗜好に関わるものである。

## 決定までのながれ

### 1. アセスメント

適切なアセスメントを実施し、ADL・IADLの項目ごとに、残存機能の把握をする。

⇒利用者ができること、できないこととその阻害要因を、明確にする。

### 2. 計画（ケアプランへの位置付け）

①目的・目標 ②専門職が関わる必要性 ③利用者の取り組む意思と能力 ④利用者の役割

⑤ヘルパーの役割 を意識して、検討する。

- ADL や意欲の向上の観点から、期待する効果を明確に
- 短期間で、評価しやすい目標を設定
- 利用者と共に「行うこと・行わないこと」を区別  
(細かい行為ごとに、利用者の無理のない範囲で)
- 利用者や関係者と一緒に考え、共通認識を持つ
- 利用者への説明、利用者の理解・同意が必要

### 3. 評価

- 効果の検証、ケアプランの見直し
- 目標が達成できた場合、または継続したとしても達成が難しいと判断された場合は、ケアプランを変更
- 介護予防訪問サービス事業所も毎月、モニタリング等で評価、継続の必要性を検証  
⇒関係者間で密に連携をとる。

自立生活支援のための見守りの援助の位置付けが不適切  
⇒生活支援訪問サービスの位置付けが適切 な例 (パターン)

#### A) 役割分担

行為ごとに考えて、調理は利用者ができないため、生活支援訪問サービス事業所のヘルパーが行い、掃除は単なる見守り・声かけがあればできるため、利用者が行うなど。

#### B) 身体状況や住宅状況等の制限があって、利用者が家事等を行えない：長期的に

#### C) 身体状況的に、利用者が家事等を行えない：一時的に（退院直後など）

最初は生活支援訪問サービスを位置付け、リハビリ系の介護保険サービスで身体状況を改善した後、自立生活支援のための見守りの援助（介護予防訪問サービス）を位置付けるなど。

#### ◆ご案内◆ ご留意願います!

ケアプランに、生活援助に該当するサービス行為しか位置付けられていない場合は、生活支援訪問サービス事業所によりサービス提供されることとなります。

したがって、介護予防訪問サービス事業所の指定（みなし）しかない事業所は、サービス提供できなくなります。

平成29年4月1日から、生活支援訪問サービスを提供されたい場合は、2月28日（火）までに、事業者指導課へ、事業所の指定申請をお願いいたします。